



中国における食品安全の動向について (2016 年秋号)

PART I : 食品安全案件の最新動向	3
1. タオバオ、刑事捜査に協力=400 万元の売上に値する模造食品案件	3
2. 海外食品通商大手、相次ぎに中国市場へ進出=輸入食品は中国 EC 新戦場に .	4
3. SNS 上の「手作り、添加剤なし」月餅、問題が多々存在	5
PART II : 食品安全関連法律・規定の最新動向	6
4. 粉ミルク新政策公布=成分組成と宣伝に一層な制限を	6
5. 食品越境 EC のオフライン「体験店」、食品経営許可証の取得が不要か	7
6. 「インターネット食品安全違法行為取締弁法」施行、「ミステリーショッピング」 制度の導入に	8
7. 上海、食品安全法の新たな実施弁法を起草中、インターネット「暗黒料理」の 撲滅を目指すか	9

PART I : 食品安全案件の最新動向

1. タオバオ、刑事捜査に協力 = 400 万元の売上に値する模造食品案件



(出所:IT 之家)

近日、中国 EC 大手のタオバオは、深セン市公安局が捜査している「香港「聪明小熊」ビスケットの模造品生産・販売案件」に協力し、案件の解決に功を奏した。同案件の現場捜査により、400 万元の売上高に値する模造品ビスケット 2,500 件が没収され、犯罪容疑者 9 名が逮捕された。これは、模造品食品においてタオバオの公安部門に対する初協力になる。

2015 年、香港「聪明小熊」ビスケットは、中国大陸の消費者向けの直販を図るために TMALL に出店した。そして、タオバオ、TMALL など EC サイトで「聪明小熊」の模造品が多々存在している状況に対して調査を行い、集めた証拠をタオバオに提出した。タオバオは、受領した証拠に基づき該当する店舗・商品に対し削除、遮断処分をしたうえ、公安部門による当該模造品製造・販売集団の特定捜査に協力した。

【HFG's Comments】

インターネットは、食品分野にとって諸刃の剣になります。インターネットを通じて、食品を消費する際の利便さは実現される一方、新たな食品安全問題も生じます。インターネット関連の食品安全事件が多発している背景の下、中国政府は、インターネットにおける食品流通の監督・管理に注力しています。最近、国家食品薬品監督局の関連筋によると、「インターネット食品経営監督管理弁法」は訂正されており、近い内に施行されるとの示唆です。同弁法の目的及び方針は、インターネット上の食品経営における主体责任、記録保管、事前審査、事後管理、経過報告など問題の解決に集中します。いわゆる食品経営に係るインターネット企業、第三方プラットフォームも法的な主体责任を負うことになる可能性があります。また、クレームや問題が多々生じる食品商品、経営者を洗い出すためのビッグデータの応用ができるインターネット第三方プラットフォームがこれから期待されます。

2. 海外食品通商大手、相次ぎに中国市場へ進出＝輸入食品は中国 EC 新戦場に



近日、ドイツ第7位のオンライン薬局 Discount-Apotheke は、中国語サイトをリリースした。同サイトでは、中国消費者を向けにドイツ製のミルク粉など人気商品がドイツ国内の同価格で販売されている。なお、海外消費者は、購入の際に関税を負担することになる。2016年9月12日、米国ショッピングモール大手の TARGET は、TMALL で海外旗艦店を出店し、中国消費者を向けに米国製品の直送サービスを提供し始めた。

近年、国内食品安全問題が多発している背景の下で、中国の輸入食品 EC 市場における競争が激しい。大手の京東、一号店、TMALL は相次ぎに自主の EC サイトで輸入品専門の「国家館」を設立し、輸入食品の販売を展開した。その他グローバルの食品・薬品流通大手も、中国 EC 大手との提携もしくは自主サイトで中国語バージョンをリリースすることにより、中国の食品 EC 市場に参入してきた。

現在、越境 EC における商品供給は、主に①保税倉庫から出荷、②海外から直送、の2種類となっている。現在、中国で越境 EC の資格を持つ保税区分は上海、重慶、杭州、寧波、広州、鄭州、深センになる。販売者は、商品倉庫を保税倉庫に設けることで、EC 側の受注次第で通関手続きを行っている。このやり方には、①必要な分だけ関税を納付する、②売り切れない商品を国内に返送できるメリットがある。この方法を通し、グローバルメーカーは、中国で生産拠点を設けずに直営を実現できることにより、模造品流通の予防を図れる。

【HFG's Comments】

近年、中国における対外貿易の規模成長が鈍化する一方、越境 EC による輸出入規模が急増しています。政府により奨励されている越境輸出に比較すると、越境輸入に関しては、①食品商品などの検疫、②中国当局がオンライン決済に対する制限、③「越境 EC 体験店」モデル（詳細は後記5、記事にご参照ください）、④越境 EC 経営者によるクラウドファンディングなどの分野でリスクが存在しています。

2016年4月8日に施行された新たな越境小売輸入政策は、越境 EC に従事する企業にとって新たなチャレンジになります。越境 EC を通じて輸入される商品に対しては、一般貿易のように通関票を提出することになり、化粧品、保健品など特殊商品の場合、食品薬品監督管理総局にて登録する必要があります。越境 EC に従事する中小企業にとっては、通関票の入手にも、食品薬品監督管理総局での登録にも、時間及び工夫が必要となり、業界参入のハードルが高まってきたこととなります。なお、2016年5月末、税関総署は、通知を公布し、広州など10都市で上記新政策の適用を延期しました。現在、各関連業界では、輸入小売商品に係る政策の明確化に注目している状況です。

3. SNS 上の「手作り、添加剤なし」月餅、問題多発



(出所: 濟南嘉禾)

月餅は、中国中秋節を象徴するものとなり、中秋節前後の消費市場になる。8月から、ウェイシンなど SNS で個人による「手作り」「添加剤なし」がポイントになる月餅の宣伝がよく見られていた。うち、月餅の作成に係る写真や動画が盛り込まれている。当該月餅の価格は、数十元から数百元まで差がある。

ある人気の月餅売り屋に取材したところ、本人は趣味で月餅を作っており、ついでに SNS で販売している。オンラインもしくはオフラインの市場でブランドのある原材料を仕入れており、カスタマイズの包装を実現できる。このような月餅は、人気が高いとのこと。

しかし、このような月餅生産・販売においては、下記のような問題が存在している。①品質保証ができない。食品生産を経営するために、衛生許可書などの資格が必要となり、個人による月餅生産は、実質上、資格のない不法行為になる。②「手作り」が虚偽宣伝になる可能性がある。実質上、一部の月餅売り屋は、月餅メーカーから大量に仕入れた月餅を手作りのように包装して販売している。③個人による生産された月餅商品には、必要な標示がない。2015年12月1日より施行された月餅の業界基準によると、月餅製品の包装には、生産者の住所、執行標準号、衛生許可証号、原料配合表、生産期日、賞味期限などの表示が必要となる。しかし、多くの「手作り」月餅は、完全なる情報表示がされていないもの。④このような月餅に品質問題があった場合、生産者が特定しにくいいため、消費者の権益保護が困難になる。

【HFG's Comments】

2015年12月1日、月餅生産「GB/T19855-2015『月餅』基準」(以下は「新基準」という)が施行になりました。新基準による変化は、主に①本来の国家強制基準から国家推薦基準に変更したこと、②月餅皮の原材料規定範囲は、「穀物粉」から「穀物粉」及び「植物粉」までに拡大されたこと、③月餅の種類に「潮式月餅」、「滇式月餅」、「晋式月餅」、「瓊式月餅」、「台式月餅」、「哈式月餅」を追加したこと、④月餅包装における独立包装標示を規定したこと、になります。

月餅の業界基準が健全化されている一方、SNS で販売されている個人で作られた月餅は、有効な管理監督体制によりカバーされていないため、大きいな食品安全リスクが存在するものです。このような「手作り」月餅を購入する際には、慎重に考慮する必要があります。

PART II : 食品安全関連法律・規定の最新動向

4. 粉ミルク新政策公布 = 成分組成と宣伝に一層な制限を



「乳幼児用調製粉乳の成分組成登録管理弁法」(以下は「弁法」という)は2016年6月9日の日付で公布され、2016年10月1日より施行する。弁法のポイントは以下になる。

企業は、原則上最大3成分組成シリーズ、9成分組成を登録できる。現在、中国における103社の乳幼児用調製粉乳の生産企業により約2,000成分組成が登録されており、極端な例を挙げると、ある企業が1社で180成分組成を登録している。このような状況の下、消費者はあまりにも多い選択肢に直面して混乱しやすくなる。「弁法」により市場上の成分組成の数は制限される。

また、「弁法」によると、今後「輸入ミルク利用」、「ゼロ添加」のような表現は、乳幼児用調製粉乳の製品ラベルで出現してはならない。申請人は成分組成の登録を申請する際に、ラベルと説明書の原稿を提出する必要がある。原材料の供給源について、「輸入ミルク」、「輸入原材料」のような不明確な表現は禁止される。その他、「知力の成長に有益」、「抵抗力、免疫力の向上」、「胃腸保護」など内容の表現もしくは示唆は禁止される。

【HFG's Comments】

中国の乳幼児用調製粉乳市場は、二児政策の開放とともに拡大する見込みです。「弁法」の施行は、成分組成の登録制限により、乳幼児用調製粉乳に関する生産・販売の規範化を図るものです。

中国の粉ミルク企業は、消費対象群を固めるために、敢えて複数のブランドで成分組成の類似した製品を販売しており、それぞれの広告宣伝に注力しています。消費者は、専門知識に欠けており、数多くのブランド、品種、成分組成に向けて選択するのは困難です。「弁法」による成分組成の登録制限は、消費者を選択困難から開放するものです。また、保健機能の強調もしくは示唆する内容の掲載禁止は、虚偽宣伝を防ぐものになります。「弁法」は当該業界の規範化に有益なものになりましょう。

5. 食品越境 EC のオフライン「体験店」、食品経営許可証の取得が不要か



2016年8月29日、国家食品薬品監督管理総局は、食品越境 EC 企業からの質問を書面で回答した。この回答書によると、食品越境 EC 企業は、実質上で食品販売を取扱わないオフライン「体験店」を出店する場合、食品経営許可証を申請する必要がない。ただし、「体験店」の店内で、消費者向けの掲示板を設置し、店内の展示品が販売対象としないことを明確にする必要がある。

背景としては、中国において、越境 EC に係るオフライン「体験店」が急増している。このオフライン「体験店」は、主に商品の試用、試食、アフタサービスなどの機能をする拠点となる。店内で食品、アパレル、家電など商品が展示されており、消費者に試食・試用の利便を提供している。展示商品は、その場で買うことができないが、関連の二次元コードをスキャンすると、オンラインで支払いを行い、後日郵便や宅配便で同様な商品が消費者の住所など指定場所に届く。2016年4月17日、杭州市下沙区で同市初の O2O 越境 EC 体験店がオープンした。ただ3日で延べ1.2万人の来店記録を挙げた。

【HFG's Comments】

O2O (Online to Offline) の特徴は、オフラインで発生する取引において、決済、物流などに係るデータ・情報交換をオンラインのプラットフォームで処理することになります。現在、中国の政策面から見ると、O2O 体験店の設立に係るハードルはなお低いものです。2015 年以来、各級のオフライン O2O 体験店が激増しています。ビジネスモデルとして、EC 大手は自主経営で布石を展開しているものの、中小企業は「加盟」（特許経営）の形で体験店の数を増やしています。この度、国家食品薬品監督管理局の食品越境 EC 企業に対する書面回答は、取得に時間と工夫が掛かる食品経営許可証というハードルの撤去を明確にし、食品類 O2O 体験店の出店を奨励するものと理解されます。

6. 「インターネット食品安全違法行為取締弁法」施行、 「ミステリーショッピング」制度の導入に



2016年7月14日、国家食品薬品監督管理総局は、記者会見により「インターネット食品安全違法行為取締弁法」（以下は「弁法」という）を公表した。「弁法」は、10月1日より施行される。

「弁法」のポイントについて、まずは「ミステリーショッピング」制度の導入になる。すなわち食品監督管理総局のスタッフは、普通の消費者の身分でオンライン食品経営者からサンプルを購入する。購入されたサンプルについて、名称、類別、メーカー住所、連絡先、領収書など情報が記録される。購入者の身分は、サンプル検査、サンプル保管の過程に入っても秘密にする。

また、「弁法」では、インターネット食品経営者に対し以下ことが明確された。

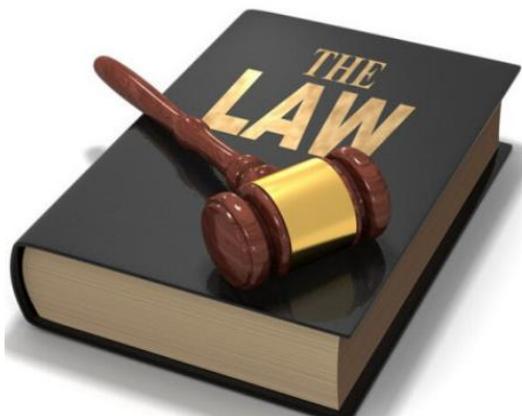
- ◆ インターネット食品経営者は食品生産許可を取得しなければならない。
- ◆ インターネット食品経営者の義務が明確された。①オンラインで登録・公開された食品情報は、食品ラベルの情報に一致しなければならない。②非保健食品の場合、オンラインで公開する商品紹介、説明など情報において、保健機能を明記もしくは示唆してはいけない。③保存、輸送、賞味などに関して特殊な条件が必要とする食品について、オンラインで関連の情報を公開しなければならない。
- ◆ オンライン食品経営者は、食品生産経営許可証、飲食サービス食品安全監督量化レベル管理情報、商品登録書もしくは届出の証明資料（保健食品、特殊医学用途調製食品、乳幼児用調製粉乳の場合）、公告批准文号など情報を公開しなければならない。
- ◆ 特殊医学用途調製食品の内、特定全栄養調製食品は、オンラインで取引を禁止する。

【HFG's Comments】

「弁法」は、インターネット食品経営主体の激増とともに、オンライン食品経営に対する監督管理問題が多発している背景の下で公布されました。

「弁法」は、現行の食品安全法に基づき、行政管轄、案件調査、証拠固定、処罰執行など方面で明確にした総合的なものです。「弁法」の「ミステリーショッピング」制度（いわゆる覆面調査）は注目されます。実務上、ミステリーショッピングは、模造品を調査するための通常手段となりますが、訴訟段階で認められる場合が少なくです。その原因で権利者はミステリーショッピングを実施する際、その行為の公信力を確保するために公正証書を用意しなければなりません。これは権利者にとってのコストになります。「弁法」の「ミステリーショッピング」制度は、官庁によりサンプル購入を実施することで公正性を維持しながら権利者のコスト軽減を実現できることで賞賛を与えべくものです。

7. 上海、食品安全法の新たな実施弁法を起草中、インターネット「暗黒料理」の撲滅を目指すか



2016年上半期、上海市の食品薬品監督管理部門は、計2,607件の食品安全に係る違法・犯罪事件を処理し、計4,234.3万元の罰金を課した。この背景の下、近日、上海市食品薬品監督管理局の関連筋は、「史上最厳格」と言える「食品安全法」の新たな実施弁法（即ち「上海市実施『中華人民共和国食品安全法』弁法」の修正案、以下は「弁法」という）が起草中と示唆した。

「弁法」はインターネット宅配食プラットフォームの責任と義務を明確にし、上海で多発しているオンライン「暗黒料理」（資格のない経営者が第三方プラットフォームで販売している不正食品・外食）の撲滅を目指すもの。「弁法」のポイントは、以下になる。

◆ インターネット宅配食プラットフォームの届出制度。①上海で登録されたインターネット宅配食プラットフォームのサービス提供者は、通信管理部門の批准を受けて30営業日以内に、上海市食品管理監督部門へ届出し、届出番号を取得しなければならない。②外省市で登録されたインターネット宅配食プラットフォームのサービス提供者は、上海市でサービス提供を始めた30営業日以内に、経営住所、責任者、連絡先など関連情報を上海市食品薬品監督管理部門に届出さなければならない。

◆ インターネット宅配食プラットフォームのサービス提供者は、相応な審査と管理職責を負担する。プラットフォームのサービス提供者は、プラットフォームの参加食品経営者に対し、実名登録を行い、その実名

【HFG's Comments】

今年の「3・15 晚会」（毎年恒例で『3月15日消費者権利デー』に放送される商品やサービスに問題があり消費者利益を犯す企業を告発する番組のこと）により、経営許可のない闇飲食店が「餓了么」のような大手宅配食サイトにて出店しているような、オンライン宅配食業における混乱な状況が暴露され、同産業に対する監督・管理問題が大きな話題になっている。上海市政府は、「四つの最厳格」（最厳格の基準、最厳格の監督管理、最厳格の処罰、最厳格の責任追究体制）の方針で食品安全管理政策を検討しています。最近、国家食品薬品監督管理局、各地政府は、インターネット上の食品経営・販売に対し現地の管理弁法を制定し公布しています。今まで中国インターネット上の食品、薬品に対する監督管理の空白分野は、近い内に改善される見込みです。

情報を関連部門の登録情報と照合しなければならない。また、食品経営者の経営行為に対し監督し、食品安全に係る違法行為を発見した場合は、直ちにその行為を阻止し関連部門に報告しなければならない。

◆ インターネット食品経営者は、第三者プラットフォームもしくは自主サイトの顕著な位置で営業許可証、食品生産経営許可証など情報を公開しなければならない。

HFG 法律事務所

2016年9月30日

弊所概況

HFG は 2003 年以來、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する法律事務所として、世界各産業のクライアントに高基準、高品質のサービス提供しております。HFG はクライアントのニーズを十分理解したうえ、クライアントの最大商業利益を追求しています。現在、HFG は三つの組織で構成されており、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨询有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司になります。HFG は北京、上海の 2 本部体制でサービスを提供しております。

HFG は長年で実務経験を積上げており、深く多様な知識に多言語で対応していることを目指しています。中国の各省、直轄市、自治区等の司法、行政機関と効率のあるコミュニケーションを取っており、クライアントのために多方面、多角度から知的財産権業務を進んでおります。HFG は知的財産権に関する訴訟・非訴訟案件、ビジネス及びコーポレートのリーガルサービス、ライセンス取得、特許技術の収益化など専門分野を集約して、無形資産を重視するクライアントのためにワンストップソリューションを提供できます。HFG は IT・通信、機械・設備、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品・医薬品など様々な産業のクライアントにサービスを提供しております。

HFG が代理した案件は、数年連続で中国公安部の「十大典型的案例」及び「五大經典的案例」、中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会の「中国知的財産権案件ベスト 10」、複数の省の中級、高級人民法院の「年度典型訴訟案件」に入選されました。HFG は長年の努力により数年連続で数多くのグローバルクライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」を受賞しました。2010 年以來、HFG は「Legal 500」より数年連続上海地区で知的財産権業務「第一位」に入選しました。「知的財産権管理」からの推薦を得ました。チェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」から評価されています。



本号について、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にてお問い合わせください。

Tel : +86 21 5213 5500

Fax : *86 21 5213 0895

Mail : hding@hfgip.com、lli@hfgip.com、Hfg_china@hfgip.com

- ◆ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ ご利用に関して全て御自身でご判断くださいますよう、よろしくご申し上げます。
- ◆ 当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当所はその正確性を保証するものではありません。
- ◆ 当資料の内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承ください。
- ◆ 当資料は著作物であり、著作権により保護されております。全文又は一部を転載する場合は出所を明記してください。